

ながれやまし けいかく
(仮称) 流山市こども計画

(案)

ばん
-こども版-

れいわ ねん ど れいわ ねん ど
令和7年度～令和11年度



令和7年●月

流山市
Nagareyama City

1 ながれやまし けいかく 流山市こども計画ってなに？

ながれやまし けいかく
流山市は、こどもの心 豊かで健やかな育ちや子育てを支援し、こどもがどんな 状況 にあ
っても大切にされ、こどもにとって最も良いことは何かを第一に考え、自分らしく安心して
生きることができる、すべてのこどもにやさしいまちづくりの実現を目指して、「流山市こ
ども計画」をつくりました。

2 ひと けいかく たいしょう どんな人が計画の対象になるの？

こども・若者や妊娠中の方、子育て家庭が対象です。こども・若者は、0歳からだいたい
29歳までの方が対象です。

3 けいかく ながれやまし めざ この計画でどんな流山市を目指すの？

これまでの大人目線に立った取組から、これからは「こども目線」に立った取組をします。
これまでは大人目線…

こ さいぜん りえき じつげん
子どもの最善の利益が実現され すべての子どもが健やかに育ち
ち い き ぜん たい こ そ だ
地域全体で子育てできるまち 流山

※第2期子どもをみんなで育む計画

め せん
これからはこども目線！

すべてのこども・若者の育ちや子育てを地域全体で支え
こどもの権利を保障するための取組を進め
こどもにやさしいまちづくりの実現を目指します



め ざ すがた じつげん もくひょう き さまざま とりくみ すす
目指すまちの 姿 を実現するために、6つの 目 標を決めて様々な取組を進めます。

6つの 目 標

- 基本 目 標 1 こどもの 権利 を保障し、こどもの 健やかな 育ちの 支援
- 基本 目 標 2 こどもを 安心して 生み 育てるための 支援体制の 強 化
- 基本 目 標 3 こどもと 子育て 家庭を支える 教 育・保 育環 境の 充 実
- 基本 目 標 4 すべてのこども・若者の 自立と 社会参加の 支援
- 基本 目 標 5 こども・若者の 育ちを 地域全体で 支える 環 境づくり
- 基本 目 標 6 こどもの 権利を守る 仕 組 み づくり

4 こどもの 権利 って なに？

こどもの 権利 条 約 について

こどもたちのもつ様々な 権利 は、「こどもの 権利 条 約」という 条 約 で国際的に守るべきものとして決められています。この 条 約 では、こども（18歳未満）を、 権利 をもつ主体と位置付け、大人と同じく、ひとりの人間としてもっている 権利 を認めています。さらに、大人へと 成 長 する途中にあり、弱い立場にあるこどもたちには 保護 や 配慮 が必要な面もあるため、こどもならではの 権利 も定めています。こどもの 権利 条 約 には、次の4つの原則があります。

命 を守られ 成 長 できること

すべてのこどもの 命 が守られ、もって生まれた 能 力 を 十 分に伸ばして 成 長 できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

子どもにとって 最 もよいこと

子どもに関することが決められ、行 われる時は、「その子どもにとって 最 もよいことは何か」を第一に考えます。

意見 を表 明 し参加 できること

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を 表 すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて 十 分に考慮します。

差別 のないこと

すべての子どもは、子ども自身や親の 人 権 や 国 籍、性、意見、障 がい、経済 状 況 などどんな理由でも差別されず、 条 約 の定めるすべての 権利 が保 障 されます。

5 具体的にどんなことに取り組むの？

ながれやまし けいかく と く ないよう つぎ
流山市こども計画で取り組む内容は次のとおりです。

みなさんに特に関係がある取組には **POINT** マークを付けています。

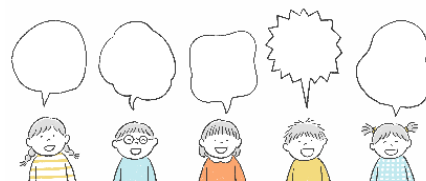
基本目標 1 こどもの権利を保障し、こどもの健やかな育ちの支援

こどもの権利の大切さを、たくさんの人に広めます **POINT**

- こどもの権利について知ってもらうためのワークショップを開催します。
- こどもに関わる様々な人に、こどもの権利について知ってもらうための研修をします。

こどもや若者が自由に意見を言うことができる環境をつくります **POINT**

- 小学生と中学生が流山市に対して意見を言える「流山市こども会議」を設置します。
- 高校生と大学生がよりよいまちづくりのために意見を言うことができる取組をします。



こどもたちが安心して過ごせる居場所やさまざまな学びや体験の場を提供します **POINT**

- 児童館・児童センターなどのこどもの居場所をこどもたちが安心して過ごせるように運営します。
- 若者が気軽に立ち寄れて、自由に過ごすことができる居場所を新しくつくります。



いじめや児童虐待といったこどもの権利侵害から守ります **POINT**

- 児童虐待からこどもを守るために、こどものあらゆる関係者が協力して支援する体制を強化します。
- いじめや不登校についての相談先を充実します。
- こどもの権利侵害についての相談先を新しく設置するための取組をします。

妊娠から子育てにかけてサポートします

- ・安心して出産・子育てができるようさまざまなサポートをします。
- ・子どもと保護者の健康づくりをします。
- ・安心して子育てができるように相談先を充実します。
- ・子育てにかかるお金の負担を少なくします。



生活に困っている家庭やひとり親家庭をサポートします

- ・ヤングケアラーを早期に発見し、サポートするための相談体制を充実します。
- ・ひとり親家庭のお金の負担を少なくし、安定した生活が送れるようにサポートします。



子どもの発達や成長に応じたサポートをします

POINT

- ・発達に課題や障害がある子どもとその家族が安心して生活できるためのサポートをします。
- ・特別な支援が必要な子ども一人ひとりの個性や能力を伸ばすために、教育を充実します。

コラム

子どもや若者、子育て当事者の声をきくこと

流山市子ども計画をつくるために、たくさんの子どもや若者、保護者の方、関係団体の方々にアンケートやヒアリングで、お話をききました。

子どもたちからは遊び場所に関する声があったり、若者からは、相談先に関する声があったりと、たくさんの意見をいただきました。

そうしたみなさんからの意見を元に、現在の流山市の課題について考え、流山市子ども計画を作りました。



基本目標 3

こどもと子育て家庭を支える教育・保育環境の充実

保育施設や学童クラブを充実します

- ・必要に応じて保育施設や学童クラブを整備します。
- ・送迎保育ステーションや病気のこどもを一時的に預かる施設などのサービスを充実します。



教育環境を充実します

POINT

- ・こどもの権利について、学校の授業で学ぶ機会をつくれます。
- ・学校でのこどもの体験や学びの機会を充実します。



保育施設や学童クラブでこどもが安心して過ごせるための環境づくりを進めます

POINT

- ・保育施設や学童クラブで働く人の研修をします。
- ・幼稚園や保育施設などから小学校に安心して上がれるような環境づくりを進めます。

基本目標 4

すべてのこども・若者の自立と社会参加の支援

こどもや若者が健やかに育つための環境づくりを進めます

POINT

- ・こどもや若者が地域の活動に参加する機会をつくれます。
- ・若者の活動や交流の拠点となる施設や居場所を充実します。

生きづらさを抱えた若者をサポートします

POINT

- ・悩みを抱えた若者とその家族が相談できる体制を充実します。
- ・若者が抱える課題について、さまざまな機関が連携して支援します。



基本目標 5

こども・若者の育ちを地域全体で支える環境づくり

地域でのこどもや子育てに関する活動を推進します

POINT

- ・子育て関連団体の活動を支援します。
- ・地域のさまざまな活動を通じて、子育て支援のネットワークを強化します。

子育てと仕事の両立がしやすい環境づくりを進めます

- ・夫婦ともに協力して子育てができるような環境づくりを進めます。
- ・子育て世帯の様々な働き方を推進します。

こどもや子育て世帯にやさしいまちづくりをします

POINT

- ・利用しやすい公園を整備・充実します。
- ・安心して通学できるための地域の見守りをします。



基本目標 6

こどもの権利を守る仕組みづくり

こどもの権利を守る視点で、さまざまな取組について考えます

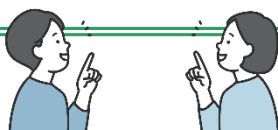
POINT

- ・流山市こども計画に関するさまざまな取組について、こどもの権利の視点から考える会議を新しくつくります。
- ・オンラインプラットフォームを活用して、より多くのこどもや若者の意見をきく仕組みづくりを進めます。

6 計画の実現に向けて

その1

市役所の職員や地域の
大人たちが協力して、
こどもにやさしいまちづく
りの実現に向けたさまざま
な取組をします。



その2

「流山市こども会議」な
どのさまざまな場や方法
で、こどもや若者のみな
さんの意見をきいて、その
意見が反映されるように
努力します。



その3

定期的に計画の取組がきち
んと進められているか確認
をします。その内容は
流山市のホームページに
公開します。



おわりに

①みなさんは、「こどもの権利」を持っています

みなさんは生まれたときから「こどもの権利」を持っています。「こどもの権利」は自分らしく育ち、幸せに生きるためにあるものです。

②「流山市こども計画」を作りました

みなさんが安心して、自分らしく生活できる「こどもにやさしいまちづくり」に向けて、「流山市こども計画」を作りました。

③みなさんといっしょに、こどもにやさしいまちづくりを進めます

みなさんといっしょに「こどもにやさしいまちづくり」を目指します。実現には、みなさんの協力が必要です。みなさんに意見をきいたり、イベントを開催するときには、ぜひとも参加してください。

「こどもにやさしいまち」って？



- ①子どもがまちについての^{けつてい}決定に^{えいきょう}影響を^{およ}及ぼせる
- ②自分たちが^{のぞ}望むまちの^{かた}あり方について子どもが^{いけん}意見を^{ひょうめい}表明できる
- ③子どもが^{かてい}家庭・^{しゃかいせいかつ}コミュニティ・^{さんか}社会生活に参加できる
- ④子どもが^{ほけん}保健ケア・^{きょういく}教育・^{じゅうきょ}住居といった^{きほんてき}基本的サービスをうけられる
- ⑤子どもが^{あんぜん}安全な^{みず}水を^の飲み、^{てきせつ}適切な^{えいせいせつび}衛生設備にアクセスできる
- ⑥子どもが^{さくしゅ}搾取・^{ぼうりょく}暴力・^{ぎゃくたい}虐待から^{ほご}保護される
- ⑦子どもだけで^{みち}道を^{あんしん}安心して^{ある}歩ける
- ⑧友だちと^あ会い、^{あそ}遊べる
- ⑨^{しょくぶつ}植物や^{どうぶつ}動物のための^{みどり}緑のスペースをもてる
- ⑩^{おせん}汚染されていない^{かんきょう}環境で^く暮らせる
- ⑪^{ぶんかてき}文化的・^{しゃかいてき}社会的イベントに参加できる
- ⑫^{みんぞくてきしゅつしん}民族的出身、^{じんしゅ}人種、^{しょとく}所得、ジェンダー、^{しょうがい}障害にかかわらず、すべてのサービスにアクセスできる^{びやうどう}平等な^{しみん}市民でいられる

(^こ子どもの^{けんり}権利条約^{じょうやく}総合^{そうごう}研究所^{けんきゅうじょ}のホームページからの^{いんよう}引用)





流山市こども計画 -こども版-

令和7年●月発行

問合せ先：流山市子ども家庭課子ども政策室

電話：04-7150-6082

メール：kosodate@city.nagareyama.chiba.jp